

別海町議会会議録

第3号（平成27年3月12日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第18号)
委員長報告・質疑
(2) 福祉医療常任委員会付託事件
(町長提出議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号)
委員長報告・一括質疑
- 日程第 3 特別委員会付託事件審査結果報告
平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
(1) 平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号)
(2) 別海町債権管理条例の制定について
(町長提出議案第18号)
(3) 別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第19号)
(4) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
(町長提出議案第20号)
(5) 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第21号)

- (6) 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第22号)
- (7) 和解及び損害賠償額の決定について
(町長提出議案第43号)
- (8) 平成26年度別海町一般会計補正予算(第9号)
(町長提出議案第10号)
- (9) 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第25号)
- (10) 別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第23号)
- (11) 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第24号)
- (12) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第26号)
- (13) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第27号)
- (14) 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第28号)
- (15) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第29号)
- (16) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第30号)
- (17) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第31号)
- (18) 小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出議案第 3 2 号)
- (19) 水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 3 号)
- (20) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 4 号)
- (21) 別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 5 号)
- (22) 別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 6 号)
- (23) 別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第 3 7 号)
- (24) 町有財産の無償譲渡について
(町長提出議案第 3 8 号)
- (25) 根室北部消防事務組合規約の変更について
(町長提出議案第 3 9 号)
- (26) 中標津町外 2 町葬斎組合規約の変更について
(町長提出議案第 4 0 号)
- (27) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第 4 1 号)
- (28) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第 4 2 号)
- (29) 人権擁護委員候補者の推薦について
(町長提出諮問第 1 号)
- (30) 根室町村等公平委員会委員の選任について
(町長提出同意第 1 号)
- (31) 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(町長提出同意第 2 号)
- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 5 | 発議第 1 号 | 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 発議第 2 号 | 農協関係法制度の見直しに関する意見書について |
| 日程第 7 | 発議第 3 号 | T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について |
| 日程第 8 | 発議第 4 号 | 農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書について |
| 日程第 9 | 発議第 5 号 | 少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書について |
| 日程第 1 0 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 常任委員会付託事件審査結果報告
(1) 総務文教常任委員会付託事件
(町長提出議案第 18 号)
委員長報告・質疑
(2) 福祉医療常任委員会付託事件
(町長提出議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号)
委員長報告・一括質疑
- 日程第 3 特別委員会付託事件審査結果報告
平成 27 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号)
- 日程第 4 各議案の討論・採決
(1) 平成 27 年度別海町各会計予算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号)
(2) 別海町債権管理条例の制定について
(町長提出議案第 18 号)
(3) 別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第 19 号)
(4) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
(町長提出議案第 20 号)
(5) 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について
(町長提出議案第 21 号)
(6) 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第 22 号)
(7) 和解及び損害賠償額の決定について
(町長提出議案第 43 号)
(8) 平成 26 年度別海町一般会計補正予算 (第 9 号)
(町長提出議案第 10 号)
(9) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

- 例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 5 号)
- (10) 別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 3 号)
- (11) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 4 号)
- (12) 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 6 号)
- (13) 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 7 号)
- (14) 別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 8 号)
- (15) 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 2 9 号)
- (16) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 0 号)
- (17) 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 1 号)
- (18) 小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 2 号)
- (19) 水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 3 号)
- (20) 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 4 号)
- (21) 別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 3 5 号)

- (22) 別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第36号)
- (23) 別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定について
(町長提出議案第37号)
- (24) 町有財産の無償譲渡について
(町長提出議案第38号)
- (25) 根室北部消防事務組合理約の変更について
(町長提出議案第39号)
- (26) 中標津町外2町葬斎組合理約の変更について
(町長提出議案第40号)
- (27) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(町長提出議案第41号)
- (28) 町道の路線認定及び廃止について
(町長提出議案第42号)
- (29) 人権擁護委員候補者の推薦について
(町長提出諮問第1号)
- (30) 根室町村等公平委員会委員の選任について
(町長提出同意第1号)
- (31) 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(町長提出同意第2号)

追加日程第	1	議案第44号	平成26年度別海町一般会計補正予算(第10号)
日程第	5	発議第1号	別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	発議第2号	農協関係法制度の見直しに関する意見書について
日程第	7	発議第3号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について
日程第	8	発議第4号	農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書について
日程第	9	発議第5号	少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書について
日程第	10		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員(17名)

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杓 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
12番	松 原 政 勝	13番	戸 田 博 義
14番	戸 田 憲 悦	15番	中 村 忠 士
16番	佐 藤 初 雄	副議長	17番 安 田 輝 男
議長	18番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町	長	水 沼	猛	副 町 長	磯 田	俊 夫
教 育	長	真 籠	毅	総 務 部 長	佐 藤	次 春
福 祉 部	長	竹 中	仁	産 業 振 興 部 長	有 田	博 喜
建 設 水 道 部	長	小 西	健 夫	教 育 部 長	中 谷	隆 弘
病 院 事 務 長	佐 藤	一 彦		会 計 管 理 者	田 保	圭 乙
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 越	正 人		農 委 事 務 局 長	佐々木	勉
総 務 部 次 長	河 嶋	田 鶴 枝		産 業 振 興 部 次 長	佐 藤	則 夫
総 務 課 長	佐 藤	告		総 合 政 策 課 長	浦 山	吉 人
財 政 課 長	河 嶋	田 鶴 枝		税 務 課 長	中 村	公 一
防 災 交 通 課 長	金 田	秀 幸		福 祉 課 長	山 田	一 志
介 護 支 援 課 長	今 野	健 一		特 養 建 設 準 備 室 長	竹 中	仁
町 民 課 長	三 戸	俊 人		水 産 み ど り 課 長	佐 藤	則 夫
商 工 観 光 課 長	大 槻	祐 二		管 理 課 長	小 島	実
上 下 水 道 課 長	佐 藤	敏				

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

1 番	木 嶋	悦 寛	2 番	松 壽	孝 雄
3 番	森 本	一 夫			

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間早めでございますが、皆さんおそろいでございます。始めたいと思います。

ただいまから、第8日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会に付託いたしました議案第18号の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松原政勝君） 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年3月5日開催の第1回定例会1日目において、総務文教常任委員会に付託のありました議案第18号別海町債権管理条例の制定についての審査経過と結果について御報告いたします。

本議案につきましては、3月9日全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

本条例は、公債権、私債権の適正な管理について重要な事項を定めることにより、町民負担の公正、公平性及び財政の健全化を確保するために、新たに条例を定めたものであります。

町の債権については、さまざまな債権が存在し、根拠法令が異なる債権をそれぞれの所管で管理しています。

債権の管理については、地方自治法等で既に規定されていますが、町条例において明文化することにより、町民に対し債権管理を適正に進めていく町の姿勢を明確にするとともに、職員の全庁的な共通意識のもと一層の適正化を図るというものであります。

また、地方自治法で権利の放棄は、原則として議会の議決事項とされていますが、本条例において債権を放棄する際の事由を規定し、一定の要件を満たす場合に限り放棄することを可能としています。

債権の適正な管理を履行する上で、事務の迅速化、効率化は重要であり、債権を放棄したときは議会に報告することを義務づける規定も設けられています。

審議の中で、条例制定により債務者への対応に変更があるのか、徴収担当部署が統一さ

れるのかなど質問がされました。

回答は、条例の制定により規定が明文化され、債務者への対応は町として統一された対応になること、また、担当所管は現在のとおりでそれぞれの所管において責任を持ち、とり行い、全庁的な組織である税外収入滞納整理検討会議により情報を共有していくとの説明でありました。

慎重な審議の結果、本条例の制定は債権を適正に管理するため、また、効果的な滞納予防や効率的な債権管理をする上で必要であると判断し、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

次に、福祉医療常任委員会に付託いたしました議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号のあわせて4件の審査結果について報告を求めます。

それでは、福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 平成27年3月5日開催の第1回定例会1日目において、福祉医療常任委員会に付託のありました議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、議案第21号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定について、及び議案第22号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての審査結果と経過について報告いたします。

4件の議案につきましては、3月9日全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

初めに、議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてです。

新年度から始まる子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が定める基準を満たす認定こども園、幼稚園、保育園などの特定教育・保育施設、及び特定地域型保育事業等の施設を利用する子供の保護者に、国から市町村を通じて給付費が支給されることとなります。

この場合において、新制度における給付を受けようとする子供の保護者は、給付を受ける資格を有する旨の申請を行い、市町村から支給認定を受けなければならないとされております。

また、市町村では、保護者の申請に対し支給認定を行うに当たり、家庭での必要な保育が困難な子供に関し、保育の必要量の認定をあわせて行うものとされていることから、本条例において、保育の必要性の認定基準と保育の必要量の区分を規定するものです。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 委員長。

今、言いましたように4件分を一括でお願いしたいと思います。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 次に、議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてです。

新年度から始まる子ども・子育て支援制度では、公立と私立を問わず、支給認定区分により利用する施設が決定され、施設型給付を受ける保育園等の利用者の負担額は、保護者の所得に応じた負担が基本となり、国が定める基準額の範囲内で各市町村が定めることとされております。

このことから、町内の新制度下の施設を利用する保護者に対し、認定を受けた区分による所得に応じた公平な負担を求めため、本条例により本町の統一した利用者負担額及び関連する事項を規定するものです。

特に利用者負担額の設定に関しては、現行の第1階層から第5階層までいずれも、これまでの料金を下回るよう低所得者層に配慮し、現行料金を上回る階層の料金については、軽減措置をとるなど利用者負担に配慮がされているところです。

また、設定に当たっては幾つかのシミュレーションを行い、最終的に国の基準に対して50%の料金体系として決定がされたものであります。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、全会一致で原案通り可決すべきものと決定されました。

続いて、議案第21号、第22号については関連があることから、委員会では一括して審査を行いました。

平成25年度に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正されました。

これに伴い、これまで厚生労働省令によって全国一律に決められていた、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準と指定介護予防支援等の事業の人員基準や運営基準について、国では、国の示す基準を参考に市町村に対して、二つの基準を条例で定めるよう求めていることから、町では、新たな条例によりこれらの基準を定めるものです。

なお、国の示す基準は、条例の内容を直接拘束する「従うべき基準」と、町が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて内容を定めることができる「参酌すべき基準」に分類されております。

今般、新たに制定しようとする二つの条例で規定する基準は、全て国の省令で規定する「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に従って整備していることを確認しました。

それでは、おのおのの条例の内容についてです。

まず、議案第21号の別海町包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例については、高齢者の生活を支える総合機関として設置している地域包括支援センターについて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業を実施するための基本方針や人員に関する基準を定めるものです。

内容といたしましては、地域包括支援センターが包括的支援事業を適切に実施するため、担当する区域における第1号被保険者の数に応じて、配置すべき職種及び員数などを規定するものであります。

続いて、議案第22号の別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてです。

こちらは、要支援1または要支援2の認定を受けている方への介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行う指定介護予防支援事業所について、サービス提供に当たっての基本方針、人員に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものであります。

事業所ごとに、保健師、そのほか介護予防支援に関する知識を有する職員を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上、必要数を配置しなければならないこと、また、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針などを規定するものであります。

これらの二つの条例については、高齢者が可能な限り、居宅において自立した生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供される体制を確保するため、整備されなければならない基準であると結論づけたところであります。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第21号、第22号のそれぞれについて、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定した次第であります。

以上をもって、福祉医療常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第3 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第3 特別委員会に付託いたしました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮りします。

平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第1号から議案第8号までの8件につきましては、全員をもって構成した予算審査特別委員会ですので、委員長の報告は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 各議案の討論、採決を行います。

平成27年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全議員で構成する予算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われております。

つきましては、議会運営委員会の協議に基づき、討論は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

平成27年度各会計予算の採決に入ります。

これから、議案第1号平成27年度別海町一般会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件につきましては起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成27年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成27年度別海町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成27年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

予算審査特別委員会では反対討論がされておりますので、本件については起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成27年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成27年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま、議案第1号から議案第8号までの平成27年度別海町各会計予算について、全て決定しましたので、平成27年度別海町各会計予算審査特別委員会はただいまをもって解散といたします。

松原委員長、山田副委員長初め、委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

次に、議案第18号別海町債権管理条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号別海町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号和解及び損害賠償額の決定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成26年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第23号別海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号別海町立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 平成27年3月別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論します。

平成27年4月から施行されようとする条例の一部改正について内容は、保険料の負担増です。

別海町の第6期介護保険事業計画素案の中にある平成27年の65歳以上の人口は、3,768人です。

所得に応じて値上げされる金額の合計は、平成27年度介護保険特別会計予算書で見ると約8,000万円となっています。

所得段階を分け、所得に応じた保険料とし、また、所得者軽減強化が図られることになっていますが、3,768人で約8,000万円の負担増は大変大きな金額です。

この値上げは、国の方針が前提であり、また、別海町の介護保険利用者負担の軽減に対する条例であることも十分承知していますが、介護保険料の大きな負担増は安心して支払える金額から遠ざかる料金変更であると考え、反対の討論といたします。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番松壽議員。

○2番（松壽孝雄君） 私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正につきましては、団塊の世代が75歳となる平成37年度を見据え、持続可能な介護保険事業の確立を図るとともに、地域包括ケアシステムを構築することで大介護時代を乗り切るためのものであります。

また、地域包括ケアシステムは、要介護状態となっても住まいを中心に医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みで、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるようにするため、充実をさせるものであります。

従来の介護保険法では、基準保険料は6段階に基づき特例の段階を条例で示し、基準額を月額4,100円で運営してきたところではありますが、平成27年4月より介護保険法が改正されるため、基準段階が9段階となり保険料率が変更されます。

また、特別養護老人ホームのユニット化や地域密着型サービスの新設等を予定していることから、月額4,900円に増額をするものであります。

国は当初、消費税による公費を投入し保険料の軽減強化を予定していましたが、消費税10%への引き上げが延期されることにより、町は軽減の対象にならない段階について独自の基準により負担軽減を図ることとしているものであります。

以上のことから、本議案は将来を見据えたものであり、有機的に機能することで今後訪れる大介護時代を乗り切ることを期待し、本議案に賛成するものであります。

終わります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、これから採決いたします。

本件については起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号小林清吉賞基金条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号水沼徳一郎基金条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号別海町農業団地センター兼農業者トレーニングセンター設置条例を廃止する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号町有財産の無償譲渡についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号根室北部消防事務組合規約の変更についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号中標津町外2町葬斎組合規約の変更についての討論に入ります。

討論を終わります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は諮問のとおり決定されました。

次に、同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第2号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

ここでお諮りします。

ただいま町長から議案第44号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それではここで、準備ができるまで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 平成26年度別海町一般会計補正予算

○議長(渡邊政吉君) それでは、追加日程第1 議案第44号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

はい、総務部次長。

○総務部次長(河嶋田鶴枝君) 議案第44号の内容説明をいたします。

追加議案となりますのは、除雪費に係る補正予算となります。

今年度の除雪費につきましては、1月以降過去の経験を超える、長引く低気圧の影響により二度の専決処分による補正、さらには予備費2,000万円の充当により対応させていただいたところですが、

また、3月補正第8号にて、3月末までの除雪費用を過去3年平均で見込み2,000万円を追加させていただいたところですが、3月2日、4日と度重なる低気圧の影響により補正額を勘案してもなお、今後の降雪及び道路拡幅などの経費に不足が見込まれるため、追加補正をさせていただくものです。

予算資料につきましては、1科目のみの補正となりますので説明は省略させていただき、予算書にて御説明いたします。

それでは、別冊の平成26年度別海町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第10号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億2,360万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で5,000万円の増。

歳入合計で5,000万円の追加。

次に歳出です。

8款土木費、2項で5,000万円の増。

歳出合計で5,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ補正後の予算額を171億2,360万円とするものです。

続いて、歳入歳出予算補正事項別明細書です。

1の総括は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金5,000万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れするものです。

補正後の繰入予算額は4億9,820万円となるものです。

なお、今回の補正により、財政調整基金の予算上の残高は24億4,221万1,000円となります。

次に3、歳出です。こちらも目の欄で御説明いたします。

8款土木費、2項2目道路維持費5,000万円の増は、先ほど御説明しました内容により、今後の除雪業務委託料増するもので、補正後の除雪業務委託料の予算額は2億9,000万円。予備費充当額を含めると、本年度3億1,000万円となるものです。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長(渡邊政吉君) ここでお諮りします。

日程第5 発議第1号から日程第9 発議第5号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5 発議第1号から日程第9 発議第5号までの5件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(渡邊政吉君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第5 発議第1号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第5 発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番(戸田博義君) それでは、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

まず、議案の提案理由ですが、本条例の改正につきましては、第186回通常国会で教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、全国町村議会議長会において、昨年12月5日、標準町村議会委員会条例第19条が改正されました。

このことから、本町議会においても本条例の改正をするものです。

それでは内容について議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

同、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則といたしまして、1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発議第2号農協関係法制度の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） それでは御説明を申し上げます。

農協関係法制度の見直しに関する意見書の内容について御説明を申し上げます。

まず、意見書の提案理由でございますが、昨年6月、政府は規制改革実施計画を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道は11月にJAグループ北海道改革プラン（実行計画

指針)を策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手をいたしました。

また、年明け以降、与党、政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところでありますが、最終的な法案の制定までは継続的な意見反映が必要であります。

さらに、生産現場などからもJAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的な発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が大きく上がっているところであります。

今後、農協法改正案の取り扱いに当たり、地域農業、農村の持続的発展を図るため、本意見書を提出するものであります。

発議第2号農協関係法制度の見直しに関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年3月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

農協関係法制度の見直しに関する意見書。

意見書の朗読につきましては、先ほどの提案理由と同様のため割愛をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

重要な発議でございます。

御審議の上、議員各位の御賛同により御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、終わります。

○議長(渡邊政吉君) 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第3号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第7 発議第3号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番 戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） それでは意見書の提案説明をいたします。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の内容について御説明を申し上げます。

議会では発議として、このTPPにつきましては以前にも意見書の提出をしてございます。

本町にとっても本当に重要な案件でございます。

それでは、まずは意見書の提案理由を申し上げます。

TPP協定は別海町の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全など国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、これまで政府に対しては、十分な情報提供とTPP協定が地方経済や国民生活全般に与える影響について、明確な説明を求めてきたところです。

また、日豪EPAの合意による豪州産牛肉の関税率引き下げやチーズの関税割り当ての導入などにより、国内産牛肉の価格低下など、北海道の肉用牛生産や酪農に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、本意見書を提出するものであります。

発議第3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成27年3月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、内閣官房長官。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、終わります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 発議第 4 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 8 発議第 4 号農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8 番安部議員。

○8 番（安部政博君） 農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

提案理由は、政府は、成長戦略の一つに農業委員会等の一体的改革を掲げ、昨年 6 月 24 日には農業委員会等の見直しなどを盛り込んだ、規制改革実施計画を閣議決定したほか、農林水産業・地域の活力創造本部が決定した地域の活力創造プランの改訂版に農業委員会等の改革を盛り込むなど、その方向性を示しています。

今回の農業委員会の見直しは、農業者、担い手から見て、農業委員会がよくなり、地域の農地利用の適正化を進めることを目的に検討が進められてきているところではありますが、大規模かつ専門性の高い農業を展開している本町においては、耕作放棄地もなく、全国的に誇れる成果を実現してきたところでもあります。

今後も、本町の農業が我が国の食料安定供給に重要な役割を果たしていくためには、地域の実情に合った農業政策が必要であり、農業委員会等の見直しの検討に当たっては、当事者である農業委員会や農業者など、関係者の意見を広く聞き、地域の実情を十分に把握した上で、慎重な議論を尽くすことが求められます。

よって、国においては、農業委員会制度・組織のあり方を見直すに当たり、慎重かつ丁寧な検討を行うよう強く求め、本意見書を提出するものであります。

発議第 4 号農業委員会改革に関し慎重な議論求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 12 日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安部政博。

賛成者、同、瀧川榮子、同、安田輝男、同、佐藤初雄、同、西原浩、同、今西和雄。

農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書。

意見書の朗読については、提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 12 日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、規制改革担当大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第5号

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第9 発議第5号少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

1 2番松原議員。

○12番(松原政勝君) 少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

意見書の提案理由ですが、学校取り巻く環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大する中、1人1人の子供に対するきめ細やかな指導の充実を図るため、教員が子供への指導に専念できる環境づくりを行うことが求められています。

このような中、財政制度等審議会財政制度分科会において、いじめの認知件数などを根拠に35人学級に明確な効果はないとのことから、40人学級に戻すべきとの議論がなされていますが、これは学校現場や保護者の声とは余りにかけ離れたものと言わざるを得ず、こうした財務省の考え方は撤回されるべきものと考えます。

いじめの認知件数の増加は、少人数学級の実現により、教職員が日ごろから子どもの見守りや信頼関係の構築等に努めることで、これまで以上に子供が示す小さな変化や危険信号を把握できるようになったことが、調査結果としてあらわれたものであり、そのほかにも、少人数学級には、子供たちの学習意欲の向上やきめ細やかな指導による学力向上など、さまざまな効果が認められるものであります。

このことから、道内の市町村や保護者からも、子供たちが意欲を持って学べる環境づくりを行うためには、教職員が子どもたちと触れ合い、よりきめ細かい細やかに指導のできる時間を確保することが最も重要であり、そのための少人数学級の拡大が急務であるとの声が多数上がっています。

よって、国においては、早急に少人数学級への実現に向けた取り組み方針を含む、初等・中等教育の全体像を示し、その取り組みの充実・強化を行うとともに、いわゆる義務標準法の改正を行い、地域の教育課題に対応するための基礎定数の改善を含む、新たな教職員定数改善計画を策定するなど、長期的な視点に立った教職員の資質と数の向上等の一体的な取り組みを国の責任で強化するよう強く要望し、本意見書を提出するものであります。

発議第5号少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年3月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、松原政勝。

賛成者、同、沓澤昌廣、同、中村忠士、同、戸田憲悦、同、木嶋悦寛。

少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日、北海道野付郡別海町議会議員、渡邊政吉。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時31分

◎町長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、除雪費に係る補正予算の追加議案を含めましては、51の案件を提出させていただきます。3月5日から本日まで、実質6日間にわたる御審議をいただきました。

本会議、各委員会での御審議を賜り、平成27年度予算を初め、全ての案件につきまして原案どおり決定をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

特に、松原委員長、山田副委員長を初めといたします予算審査特別委員会では、一昨日と昨日の2日間にわたり、平成27年度各会計予算8件につきまして、慎重な御審議をいただきました。

昨今の厳しい財政状況をしっかりと認識した上で、特別委員会においていただきました貴重な御意見も踏まえながら、予算執行に努めてまいる所存でございます。

ここで1点御報告でございますが、新年度から、町長部局と教育委員会の事務の分担について一部見直すことを予定しております。

内容といたしましては、現在総務部防災交通課で所管しておりますスクールバスの運行に関する業務を教育委員会に移行するものでございます。

スクールバスの運行経路等の確認やバスの運行管理業務委託に係る協議については、教育委員会の事務とし、担当する職員を配置したいと考えております。

これは事務の効率化、また、機動性を図るため見直しを行うものでございますが、学校の統廃合に係る事務等とも関連することから、4月1日付けで所管事務の見直しを行うものでございます。

また、本日追加議案で決定いただきました除雪費に関しましては、予備費の充当含め、委託料予算総額は3億1,000万円となっています。

除雪状況ですが、3月6日現在で除雪車両の全車が出動をした回数は、12月から通算いたしますと11回と、例年に比べ非常に多くなっております。除雪費につきましても2倍を超える額となっています。

一般会計の補正予算第10号は、今後の除雪も見込んだ予算であります。これからの天候によっては、さらに予算に不足が生じることの心配されるところでございます。

緊急を要する場合は、除雪費の補正について専決処分に対応させていただくことも御理解をいただきたいと思います。

報告事項につきましては以上でございますが、私を含め、議員の皆様方につきましても、来月には任期満了を迎えることとなります。

この4年を振り返り、私は私自身が町民感覚を失わないよう心がけ、町民の皆さんとの対話を大切に、多くの方々の参画や協力をいただきながら、協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、国の政権交代などもありまして、また、厳しい財政運営や困難な諸問題に直面することがありましたが、議員各位には町政発展のために特段の御尽力を賜り、また、格別の御協力、御指導いただきました。

このことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

4月の町議会議員選挙に当たり、再出馬を予定されておられます議員の皆様には、来る選挙において当選の榮譽を勝ちとられ、再びこの議場で相まみえることができますよう、

格段の御努力と御奮闘を心からお祈りを申し上げます。

また、御勇退されます議員におかれましては、今日の別海町の基盤づくり、町政の発展、そして町民生活の向上のために多大な御活躍、御苦勞いただきありがとうございました。

その御功績に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも町民の福祉の増進のために御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後の御活躍と御健勝を心から御祈念申し上げます。

以上で、私からの御礼と定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎退職する幹部職員の紹介

○議長（渡邊政吉君） ここで、本年3月31日付けで退職されます幹部職員の紹介の申し出がありますので、お受けいたしたいと思えます。

それでは、町長から紹介がありますので、よろしくお願ひします。

○町長（水沼 猛君） 議会終了後ということで、議員の皆さまにおかれましては、大変お疲れのところと思えますが、こういう御時間いただきまして、まことにありがとうございます。

ここです、今年度末をもって定年退職する幹部職員の紹介をさせていただきます、御挨拶をさせていただきます。

本年3月31日付けで退職する職員は、一般事務職と専門職を合わせ定年退職者が9名、自己都合退職が3名、割愛退職者が1名及び再任用職員が3名、全部で16名でございます。

このうち本日は、次長職以上の退職幹部職員を私から紹介させていただきます、紹介の後、退職する職員から挨拶とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

退職する職員については議員の皆様から向かって、左側から有田博喜産業振興部長、そして小西健夫建設水道部長、佐々木勉農業委員会事務局長、そして白崎賢哉福祉部次長、根室北部廃棄物処理広域連合事務局長併任でございます。この4名でございます。

それでは、産業振興部長から順に、退職に当たっての挨拶をいただきますので、よろしくお願ひします。

（・・・ 退職者から、一言ずつ挨拶・・・）

（産業振興部長 有田博喜 挨拶）（拍手）

（建設水道部長 小西健夫 挨拶）（拍手）

（農業委員会事務局長 佐々木勉 挨拶）（拍手）

（福祉部次長 白崎賢哉 挨拶）（拍手）

○町長（水沼 猛君） ただいま1人1人から、御挨拶をさせていただいたところでございます。

それぞれ在職中は、昭和時代から平成へと目まぐるしく移り変わる経済、社会情勢の中で、また、行財政改革の推進という荒波を乗り越えながら、各自それぞれの立場で力を発揮して、町民福祉の増進と町政の進展にです、御尽力をいただきありがとうございました。

また、これまでの間、議員の皆様には多くの御指導と御鞭撻をいただきましたこと、そ

して大変お世話になりましたことに対しましても、私からも深く御礼を申し上げる次第であります。

以上をもちまして、退職管理職の紹介と御挨拶を終わらせていただきます。

貴重な時間をいただきまして大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、以上で終わります。

皆さんは大変長い間、御苦勞さまでございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員